

# 平成22年度法科大学院年次報告書

平成22年6月  
静岡大学大学院法務研究科法務専攻

本「静岡大学法科大学院年次報告書」は、平成22年度（平成22年6月現在）におけるに本法務研究科での教育活動等の状況について、独立行政法人「大学評価・学位授与機構」が指定する法科大学院年次報告書の様式に準じて、取りまとめたものである。

## 1. 法科大学院の概要

### (1) 設置者

国立大学法人 静岡大学

### (2) 教育上の基本組織

#### (a) 名称

・静岡大学大学院法務研究科法務専攻

#### (b) 開設年度

・平成17年4月

#### (c) 入学定員・収容定員

・20名（80名）

#### (d) 標準修業年限

・3年課程（法学未修者）の場合 3年間

・2年課程（法学未修者）の場合 2年間

#### (e) 修了要件単位数

・102単位

### (3) 所在地

・〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷836

### (4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

#### (a) 教育の理念・目的

#### ① 地域社会の変容と法曹実務家に対する期待・要請

東京や大阪といった大規模都市圏に次いで、約380万人の県民を擁し、全国屈指の工業製品出荷高を誇る静岡経済圏にあつては、とりわけ浜松地域が典型であるが、地域企業が海外へ業務を展開し、これに伴ってヒト・モノ・情報が国境を越えて移動するなど、国際化がいっそう進展している。他方、市民生活においても、雇用形態の多様化、消費者取引の複雑化、さらに医療行為の高度化など、それに関わる専門的かつ複雑な法的事案・事件が増大している。また、地方分権の進展や静岡市や浜松市が政令指定都市として誕生したことにも象徴されるように、地域行政において行政事務が拡大・複雑化するなど地域社会の変容が顕著になるに連れ、これに対応することのできる、量的（平成22年6月現在、静岡県弁護士会所属の弁護士は約330名）、質的により高度な法務の専門家が必要とされる状況が生じている。

このように大きく変容しつつある地域社会を担う法務の専門家（法曹実務家）には、基本的な法務の能力・力量のみならず、豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を備えつつ、十分な職業倫理を身につけ、人権感覚、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の資質に加えて、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野、さらには語学力等の能力などがいっそう求められ

ている。

## ② 本法務研究科の教育の理念・目的

本法務研究科は、こうした地域の期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県弁護士会はもとより、地方自治体や地域企業などの地域社会と連携しつつ、国際化する、静岡県域がその典型である都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

もとよりこれは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成するということではなく、“Think globally , act locally” という標語もあるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、どこの地域においても通用する普遍的な能力をもった法曹実務家でなければならない。

以上が本法務研究科の教育の理念・目的である。

### (b) 本法務研究科が養成を目指す法曹実務家像

そこで、本法務研究科が養成を目指す法曹実務家像はつぎのとおりである。

- ① 地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき中国関連法務にも通じた法務の専門家
- ② 地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家

## 2. 教員組織

### (1) 教員数

収容定員が80名の本法務研究科にあつては、専任教員数は、専門職大学院置基準により必要とされる12名を上回る20名の専任教員を擁している。その他、派遣裁判官・派遣検察官など非常勤講師等は28名である。

これら専任教員及び非常勤講師等の教員の区分は、独立行政法人「大学評価・学位授与機構」が定める評価基準に従って分類すると、つぎのとおりとなる。

区 分	専 任 教 員				兼担・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	
教 授	7	2	4(4)	1(1)	32
准 教 授	4	2			

注) ( )は法曹の数

### (2) 科目別の専任教員数

平成22年度に本法務研究科で開設する授業科目は5. 教育課程及び教育方法に記載の通りであるが、これを担当した専任教員（前掲（1））数（科目別の延べ人数）は、つぎのとおりである。

法 律 基 本 科 目 *							法律実務 基礎科目	基礎法学 隣接科目	展開・ 先端科目
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
1	1	6	1	1	3	1	9	3	14

### (3) 専任教員の担当授業科目

平成22年度に本法務研究科の専任教員が担当する授業科目はつぎのとおりである。なお、本学人文学部法学科や共通教育に関わって担当した授業科目については記載していない。

氏名	職	担当授業科目名(単位数)
根本 猛	教授	憲法(4), 総合公法演習(4), 比較法Ⅲ(2), 在住外国人と法(2)
恒川隆生	教授	行政法(4), 総合公法演習(4), 地方自治法(2), 環境と法Ⅰ(2), エクスターンシップ, 在住外国人と法(2)
田中克志	教授	民法Ⅲ(4), 現代家族法(2), リーガルクリニック(2)
阿波連正一	教授	民法Ⅰ(4)・Ⅳ(2), 総合民事法演習Ⅰ(2), 環境と法Ⅱ(2), 現代家族法(2)
石尾賢二	教授	民法Ⅴ(2), 総合民事法演習Ⅱ(2), 現代契約法(2), 現代家族法(2)
宮下修一	准教授	民法Ⅱ(2), 総合民事法演習Ⅲ(2), 消費者取引と法(2), 現代家族法(2) 民事実務基礎(2)
山田尚武	教授	会社法(4), 商取引法Ⅰ(2), 総合商事法演習(2)
和田直人	准教授	民事訴訟法Ⅰ(2), 民事訴訟法Ⅱ(2)・Ⅳ(2)
吉川真理	教授	刑法Ⅱ(2)、総合刑事法演習Ⅰ(2)・Ⅱ(2)・Ⅲ(2)
山本雅昭	教授	刑法Ⅰ(4)、総合刑事法演習Ⅰ(2)・Ⅱ(2)・Ⅲ(2)
正木祐史	准教授	刑事訴訟法Ⅰ(2), 刑事訴訟法Ⅱ(2), 子供の人権と法(2), 刑事実務基礎(2)
中村和夫	教授	労働法(4)、企業労務と労働法(2), 在住外国人と法(2)
藤本 亮	教授	司法制度論(2), 法情報調査(2), 法社会学(2)
板倉美奈子	准教授	国際法(4), 在住外国人と法(2)
小林道生	准教授	商取引法Ⅲ(2), 商取引法Ⅱ, エクスターンシップ(2)
朱 曄	准教授	中国法務事情(2), 中国民法(2), 中国企業法(2)
伊藤博史	教授	総合民事法演習Ⅲ(2)・Ⅳ(2), 民事救済法(2), エクスターンシップ(2), リーガルクリニック(2)
古口 章	教授	総合刑事法演習Ⅰ(2)・Ⅱ(2)・Ⅲ(2), 職業倫理(2)・現代弁護士論(2), 刑事弁護士論(2)
興津哲雄	教授	ロイヤリング(2)、リーガルクリニック(2)
山下善弘	教授	総合民事法演習Ⅱ(2), 倒産法(2), 現代金融担保法(2)

注) 公法、民事法、刑事法の各総合演習とロイヤリングは、A・Bの二クラスを設けている。

### 3. 学生数の状況

#### (1) 収容定員及び在籍者数

区分	人数
収容定員	80
在籍者数	65 (15)
うち、法学未修者	61 (15)
うち、法学既修者	4 (0)

注) ( ) 女子

## (2) 入学定員及び入学者数

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度
入学定員	20	30	30
入学者数	13(4)	23(3)	34(8)
うち、法学未修者	9(4)	23(3)	33(8)
うち、法学既修者	4(0)	0(0)	1(0)
うち、他学部出身者または 社会人経験者	6(3)	12(1)	11(2)
うち、他大学出身者	11(3)	23(3))	10(1)
入学定員に占める入学者数の率	0.65	0.76	1.13
入学者数に占める他学部出身者 の率または社会人経験者の率	0.46	0.52	0.35
入学者に占める他大学出身者の率	0.84	1.00	0.82

\* ( ) 女子

## 4. 入学者選抜

### (1) アドミッション・ポリシー

本法務研究科は、新しい法曹養成制度・法科大学院創設の理念を生かすように、静岡県域が典型である国際化する都市型地域社会を担う多様な資質・能力を有する法曹実務家を、地域と連携しながら養成し、地域に貢献することを教育目標・理念とします。そのため、教育課程として、入学者の選抜においては、公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れることとします。

### (2) 入学者選抜方法

平成23年度入学者選抜方法の概要は、つぎのとおりである。

#### (a) 日程・会場

入学選抜試験のうち第2次選抜試験は、平成23年度より、A日程（9月）とB日程（11月）の2回実施することとし、両日程とも、昨年度と同じく静岡と東京の二会場で行う。

#### (b) 第1次選抜試験

第1次選抜試験は、書類審査により行い、合否は、法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験の成績（70%）と入学志望理由書（30%）により総合的に判定する。なお、適性試験の得点が、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）に示されている「総受験者の下位から、15%程度」を目安とした「統一的な入学最低基準」に達していない場合は、不合格となる。

#### (c) 第2次選抜試験

第1次選抜試験の合格者を対象として第2次選抜試験を実施する。

① 3年課程の志願者を対象とする第2次選抜試験では、小論文と面接試験を行う、小論文では、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものであり、法律学の知識を前提としない。合否の判定は、第1次選抜試験（35%）、小論文試験（35%）、面接試験（30%）の各得点を

総合して行う。

② 2年課程の志願者を対象とする第2次選抜試験では、法律学試験と面接試験を行う。法律学試験の試験科目は、民法（150点）、憲法（100点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（100点）の4科目で、いずれも論述試験である。合否判定は、第1次選抜試験（10%）、法律学試験（70%）、面接試験（20%）の各得点を総合して行う。

2年課程の合格者は、1年次に配当される法律基本科目から28単位（公法系4単位、民事法系14単位、刑事法系10単位）を履修したものとみなされ、2年次から在籍して授業科目の履修を始めることとしている。

なお、3年課程と2年課程との併願は、認めている。

### （3）志願者数・受験者数・合格者数・入学者数の推移

入試年度	志願者	受験者	合格者	入学者	実質倍率	超過率
平成17年度	97	81	34	31	2.38	1.03
平成18年度	229	195	60	41	3.25	1.366
平成19年度	206	171	42	26	4.07	0.86
平成20年度	155	134	49	34	2.73	1.13
平成21年度	75	63	36	23	1.75	0.76
平成22年度 3年課程	36	30	20	9	1.50	
2年課程	21	16	6	4	2.67	0.65

注1) 実質倍率=受験者数/合格者数

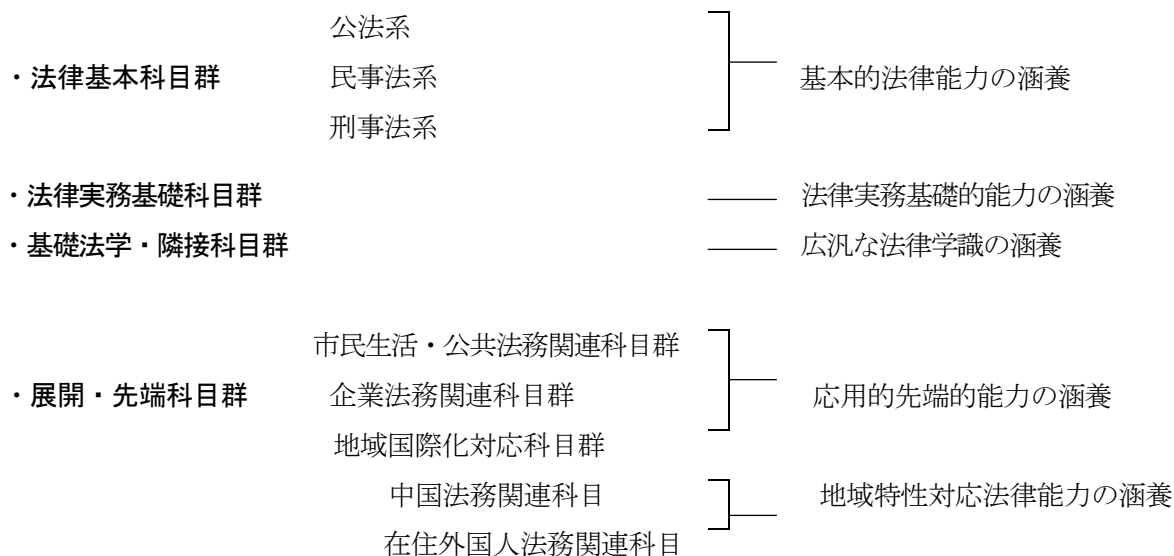
注2) 超過率=入学者数/入学定員

## 5. 教育課程及び教育方法

本法務研究科の設立当初のカリキュラムについては、これを改革し、平成20年度の入学生より、新しいカリキュラムのもと、教育を行っている。

### （1）教育体系

1. （4）に記載した教育の理念・目的を達成するために、つぎのような教育体系を組んでいる。



法律基本科目群や法律実務基礎科目群には、基礎法学・隣接科目群とあわせ、将来の法曹としての理論的・実務的な基礎的能力と学識の涵養を図る授業科目を配置している。他方、展開・先端科目群には、地域企業に係る法務に関連する授業科目を、市民生活・公共法務関連科目群には、地域住民に係る法務と地域自治体に係る法務に関連する授業科目を配置し、かかる法務の力量を獲得させ、他方、地域国際化対応科目群では、特に本法務研究科が立地する静岡県域の地域特性に係る授業科目を配置している。

地域社会の要請にも対応しうるように、エクスターンシップについては、静岡県の法律事務所のみならず、国際的に業務展開する地域企業や地方自治体なども派遣先としており、また、非常勤講師の派遣などについては静岡県弁護士会の協力を受け、地域と連携し、地域から学び、地域を担う法曹実務家の養成を目指している。

## （２）基礎から応用へ、理論から実務へと段階的・体系的編成

４つの科目群から編成される本法務研究科の授業科目は、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう工夫している。

１年次には、３年課程の、法学を初めて学ぶ学生を対象とし、理論に重点をおいた憲法、刑法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱなど法律基本科目を配置し、２・３年次には、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、会社法、行政法などの法律基本科目とともに、ロイヤリング、職業倫理などの法律実務基礎科目や１年次の法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋する公法、民事法、刑事法の各総合演習を配置し、さらに３年次には、引き続き刑事法及び商事法の総合演習と本格的に理論から実務へと展開し、その仕上げをするとともに、司法修習へと繋ぐことを目指す授業科目である民事と刑事の各実務基礎を配置している。

他方、これと平行して、２・３年次に、法曹実務家としての、企業法務関連と市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科目（展開・先端科目）を配置するとともに、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目を展開している。

## （３）各授業科目の内容

こうした段階的かつ体系的な教育システムを前提に、個々の授業科目にあっては、その授業科目の位置づけ、その内容・特質に応じて、教育を行っている。

開講される全ての授業科目は、『法科大学院シラバス』（平成22年度）において、「講義概要」として、①講義概要と目標等、②講義の方法、③成績評価、④オフィスアワー（面談時間）などを、また、「講義計画」として、30回（4単位授業）乃至15回（2単位授業）にわたる授業内容の概要を記載することにより、1年間の授業の計画、各授業科目の内容及び方法、成績評価の基準と方法を予め学生に周知している。

１年次に配置される憲法、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、刑法Ⅰ・Ⅱ及び刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱと２年次に配置される行政法、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ及び会社法の授業科目は、法曹実務家としての能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成するもっとも基本的な法律科目として位置づけている。教育内容は、理論的・体系的な側面が強いが、判例・事例などを教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせ、必要に応じて学生との対話を行うとの実践的な教育内容と方法をとっている。

いずれも予習が前提となっており、予習のために、教科書の範囲、関連する設問などを付したレジュメを予め配布し、他方、小テストを実施するなど、学修したことの理解を確実にする方策を講じている。

2・3年次に配置される公法、民事法、商事法及び刑事法に係る総合演習では、実務的な観点を組み込んだ事例や設問を付した最高裁判例などを教材とし、議論をしながら進める事例方式の授業を行っている。1・2年次に学んだ基本的な法律科目の理解を確実に定着させるとともに、そのため、特に総合民事法演習と総合刑事法演習については、研究者教員と実務家教員とが組となり、それぞれの立場から参画し、教材作成の段階から授業をともにする共同授業方式をとり、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を試みている。また、双方向・多方向での授業展開を可能にするために、15人程度の少人数クラスを2つ（A・B）用意している。

エクスターンシップにおいては、特に守秘義務の遵守など法曹実務家としての倫理・身の処し方などを実際に学ぶ機会でもあるため、事前指導を実施し、守秘義務遵守とその違反の場合の懲戒処分などの注意・留意事項を説明し、守秘義務などに関する誓約書を提出させている。

エクスターンシップの派遣先は、法律事務所、民間企業、そして地方自治体であるが、エクスターンシップの担当教員がその実施内容など派遣先との協議を行い、派遣先の担当者との責任のもと、エクスターンシップを実施している。また、法律事務所でのエクスターンシップについては、静岡県弁護士会との密接な協力関係により実施している。平成21年度における派遣実績は、法律事務所14名、民間企業2名、自治体1名の計17名である。

エクスターンシップにおける成績評価は、受講学生に、その作成を義務づけている『実習記録』をもって、派遣先との協議を経てエクスターンシップ担当教員が行うこととしている。

#### （4）授業の予習・復習など自学自習の環境

法科大学院棟に、平日の夜間及び休日においても利用が可能な**院生自習室**を設け、全ての学生に、仕切板のついた学習机（ロッカー付き・115席）を貸与している。そして、学習机にあつては、各人の所有パソコンから無線LANを通じて附属図書館の判例データベース等にアクセスすることができるように措置している。また、法科大学院棟の2階には**院生談話室**を設けている。

**法科大学院図書室**には、基本的な法律雑誌、図書などを配架するとともに、パソコン10台とプリンター2台を備え付け、附属図書館のデータベースにアクセスすることができる。また、法科大学院棟に隣接する人文学部B棟5階の**法政資料室**には、本格的な資料室として、法学雑誌、判例集、紀要などを揃えている（判例・法令集34タイトル、和雑誌202タイトル等）。この法政資料室に隣接する**法情報室**においても判例データベース等にアクセスすることができる。さらに、法科大学院棟及び人文学部棟のうち法廷教室、演習室等には、無線LANが整備され、個人のパソコンから、判例データベース等を利用することができるよう措置してある。

#### （5）教育内容等の改善措置

本法務研究科での教育については、その内容及び方法の改善を図るための研修及び研究（FD活動）を継続的に行ってきた。

平成22年度には、昨年度の平成22年2月1日に法務研究科委員会決定として策定された「平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）」（平成22年1月22日）による指摘事項と改善策に従って、教育改善を計画的に実施している。

### (a) FD活動の実施体制

FD活動は、これをFD専門委員会が所掌し、教員全員が参加するFD全体会議と関連領域の教員によって組織されるFD分野別会議（公法系・民事法系・刑事法系など）の体制で実施している。また、1年生担当会議を必要に応じて開催している。FD全体会議は、平成21年度には、ほぼ毎月計8回開催し、FDに関する懸案事項などを審議してきた。

### (b) 授業改善方法としての授業アンケート・授業参観等

授業アンケートは、FD専門委員会が所掌し、全授業につき、中間及び期末の2回実施し、中間の授業アンケートを参考に後半の授業に向けて改善等を行い、学期末には、期末の授業アンケートに基づく今後の授業改善事項とともに、成績評価のさいの留意事項、教育内容、授業の状況など授業の総括としての「FD報告書」を作成し、これをもとに、FD分野別会議において相互に検討することで授業改善が確実に実施されるようにしている。また、この「FD報告書」は、学生に公開することで各教員の授業に対する取り組みの総括を学生に示している。

他方、授業参観については、平成22年度からは、授業参観の実施率を向上させるため、策定した「授業参観計画」に基づき、すべての授業について、複数の教員により同じ授業を前半と後半の2回にわたって参観し、授業改善を確認するという体制をとることとした。FD会議では、2名の授業参観者が作成した「授業参観実施報告書」をもとに、優れた授業の紹介や授業担当者への助言をする。改善事項については、「FD報告書」に記載し、FD分野別会議で相互に検討することで、授業改善を確認する。

また、平成21年度第8回FD全体会議では、北海学園大学法科大学院長を講師に招き、法科大学院教育に関する経験交流を行った。

## 6. 成績評価及び課程の修了

### (1) 修了に必要な修得単位数

3年課程の修了には、3年以上在籍し、かつ102単位以上の授業科目の単位を修得し、各年次のGPA値が1.2以上であることが必要である。

2年課程の修了には、平成22年度の入学生の場合、2年以上在籍しかつ74単位以上の授業科目の単位を修得し、各年次のGPA値が1.2以上であることが必要である。もっとも、刑事訴訟法に係る単位認定試験に合格しなかった場合は、みなし修得単位数が24単位となり修了には76単位以上の単位修得が必要である。なお、平成23年度入学者選抜では刑事訴訟法に係る単位認定試験は廃止する。

区 分		開設授業科目数・単位数				修了に必要な 修得単位数
		必修科目	選択必修科目	選択科目	合 計	
法律 基本 科目	公法系科目	3 (12)	0	0	3 (12)	12単位
	民事系科目	14 (34)	0	0	14(34)	34単位
	刑事系科目	7 (16)	0	0	7(16)	16単位
法律実務基礎科目		5 (10)	3 (6)	0	8(16)	12単位
基礎法学・隣接科目		0	0	14(28)	14(28)	8単位
展開・先端科目		0	0	30 (64)	30 (64)	20単位
合 計		29 (72)	3(6)	44(92)	73(164)	102単位

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目 の単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の単位数の率
単位数	62単位	40単位	102単位	0.392

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1年次	2年次	3年次	備 考
単 位 数	36	36	44	3年課程の2年については、再履修の必修科目は4単位に限りこの上限を超えて履修できる。

(4) 成績評価・成績評価方法

(a) 成績評価方法

各授業の成績評価については、基本的には、それぞれ比率を定めた中間試験（4単位科目において実施される。）及び期末試験（筆記試験）などを実施して、それらを総合して行う。

なお、エクスターンシップやリーガルクリニックについては、授業の性質上、実習実態により『実習記録』等をもって成績評価を行っている。

(b) 成績評価基準と成績評価項目

授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、エクスターンシップやリーガルクリニックは、授業科目の性質上、合格又は不合格の2段階である。

合 格	秀 (S) 90点～100点、 優 (A) 80点～89点、 良 (B) 70点～79点、 可 (C) 60点～69点
不 合 格	不可 (D) 0～59点

(2) 成績評価基準

これらの成績区分に関する成績評価に係る共通基準と成績評価項目は、次のとおりである。

(a) 成績評価基準

第1表 成績評価基準(1)

秀 (S)	90点以上 100点	当該授業科目の学修目標を達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し極めて優れた評価がなされる場合
優 (A)	80点以上 90点未満	当該授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し特に優れた評価がなされる場合
良 (B)	70点以上 80点未満	当該授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目に関し概ね優れた評価がなされる場合
可 (C)	60点以上 70点未満	当該授業科目の学修目標を一応達成し、かつ、成績評価項目を概ね満たしている場合
不可 (D)	60点未満	当該授業科目の学修目標を達成しておらず、かつ、成績評価項目を満たしていない場合

第2表 成績評価基準(2)

合格	当該授業科目の学修目標を達成し、かつ、成績評価基準に関し、これを十分満たしている場合
不合格	当該授業科目の学修目標を達成しておらず、成績評価項目に関し、これを満たしていない場合

1. 秀（S）は、受験者総数の概ね5%、優（A）は秀（S）を含めて概ね30%とする。
2. 1.の基準は、受講生が少数の授業には適用しない。
3. 2.については、科目の区分、教員の意向等を勘案して判断することを妨げない。

#### (b) 成績評価項目

各科目における成績評価のさいの評価項目は、理論と実務の架橋ができていることを踏まえ、主に以下の点を基本とする。

##### 1. 法律基本科目

###### (講義)

当該授業科目における専門的な知識を正確かつ体系的に理解している。とくに、当該授業科目にとって不可欠な法制度の枠組、基本となる法理、重要な条文について、法制度、法理や条文の趣旨を理解している。条文の要件・効果を理解している。条文等の解釈・運用に関する重要な問題点を理解している。判例・学説等における具体的な論点を把握できている。

###### (演習)

法律基本科目（講義）で得られた専門知識を事例演習に応用できる能力がある。個別事例における問題解決にあたって論理的な説明ができる。また、議論や討論のさい、積極的・的確に発言することができる。

##### 2. 法律実務基礎科目

当該授業科目で求められる実務的な紛争解決能力が修得されている。法曹に必要な倫理観・責任感を身につけている。

##### 3. 基礎法学・隣接科目

当該授業科目における専門知識を正確かつ体系的に理解している。比較法、法制史、社会学などの観点からの考察を深めている。

##### 4. 展開・先端科目

法律基本科目等で得られた専門知識等を前提にして、展開・先端的な法領域に属する問題を解決するために必要な応用能力を修得している。

#### (3) 成績評価の基準に従った成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

##### (a) 授業への出席を重視

欠席理由書の届けがない無断欠席が2単位の授業において3回以上、4単位の授業において5回以上の場合には、当該授業科目の単位は、これを認定しない扱いとしている。また、無断欠席が、欠席理由書が提出された欠席と合わせ、2単位の授業において7回以上、4単位の授業において14回以上の場合には、当該授業科目の単位は、これを認定しない扱いとしている。

(b) 筆記試験の採点の際の匿名性

導入を検討したが、本法務研究科のような少人数試験では、筆跡などから学生を相当程度知り得るところとなり、実効性が少ないと判断して平成22年度は実施を見送っている。

(c) 期末試験の準備期間の設定

学生に試験準備を与えるために、試験は、授業の終了後、1週間を経た時期に実施した。なお、筆記試験が合格点に達しなかった者に対しては、もう一度筆記試験を受ける機会を与える再試験の制度を設けていたが、平成20年度から廃止した。

また、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者には、追試験の制度を設けている。

(d) 成績結果の検討等

筆記試験の結果については、採点結果について説明を求める学生に対して、個別に説明をしている。他方、答案のコピーを学生に返却するとともに、試験問題に関する説明、解答・解説等を配布し、学生が再検討する際の資料としている。

また、各学生自身の客観的な位置づけを確認する資料として、授業科目の成績結果の分布を公表している。

(e) 進級制限

基礎的な科目について、学力が不足している者は進級させないため、1年次から2年次及び2年次から3年次への進級制限を設けている。進級基準を満たさない者は、上級学年への進級が認められず留年となる。留年した学生が履修した単位は、秀又は優の評価を受けた授業科目を除き、すべて無効となる。進級基準はつぎのとおりである。

3年課程	1年次にあつては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位 2年次にあつては、1年次配当の法律基本科目のすべての単位及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位
2年課程	1年次配当の法律基本科目のうち18単位（刑事訴訟法に係る単位認定試験に合格せずに入学した者は、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱを合わせて4単位が必要）

上記いずれについても、当該年次のGPA値が1.2に満たない場合は進級できない。また、留年を2回続けた者は、勉学意欲に欠けるものとして、退学勧告を行う。

なお、進級の状況はつぎのとおりである。

入学年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
3年課程				
2年次へ進級した者（進級率）	28名（75.7%）	22名（84.6%）	28名（84.8%）	12（52.2%）
3年次へ進級した者（進級率）	—	—	26名（78.8%）	
2年課程				
3年次へ進級した者（進級率）	—	—	—	

注1) 進級率＝進級者数÷入学者数

注2) 3年次への進級制限制度が適用されるのは平成20年度入学生からである。

## 7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

### (1) 学費等

平成21年度の入学科・授業料は、つぎのとおりである。

区 分	金 額	備 考
入 学 金	282,000円	入 学 料 全額免除 0 半額免除 3
授業料（年間）	804,000円	前期授業料 全額免除 3 半額免除 2 後期授業料 全学免除 3 半額免除 2

### (2) 奨学金等

平成21年度の奨学金の給付は、つぎのとおりである。

名 称	金額 / 年・月	利子の有無	募集人員数	受給者数
日本学生支援機構 第Ⅰ種 第Ⅱ種 併 給	88,000円/月 50,000円～220,000円/月	無 有	11名 32名	7名 5名
静岡大学法科大学院奨学金	Ⅰ型30万円/年 Ⅱ型80万円/年 Ⅲ型40万円/年	無	Ⅰ型9名以内 Ⅱ型6名以内 Ⅲ型4名以内	8名 2名 2名
SLSC奨学金	給付型 1月5万円	—	新入生1名 (月額3万円を2 名の場合も有り)	2名 継続者2名

## 8. 修了者の進路及び活動状況

### (1) 修了者

平成22年3月に、第3期生23名が修了した。

修了年度	標準就業年限修了者（修了率）		標準就業年限を超える修了者		修了者数
	3年課程	2年課程	3年課程	2年課程	
平成19年度	23名 (74.2%)	4名 (100%)	—	—	27名
平成20年度	26名 (70%)	—	3名	—	29名
平成21年度	16名 (61.5%)	1名 (100%)	6名	—	23名

注1) 平成21年9月修了者が1名

注2) 修了率=標準修了年限での修了者数/入学者数

### (2) 修了者の進路

第1期生からの新司法試験の受験及び結果は、つぎのとおりである。

年度	修了者数	出願者数	受験者数	短答式合格者数 注1	最終合格者数 注2
平成20年	27名	23名	17名	9名 (52.9%)	2名 (11.8%)
平成21年	29名	48名	36名	15名 (41.7%)	4名 (11.1%)
平成22年	24名	60名	37名	24名 (64.8%)	—

注1) 短答式合格者数/受験者数

注2) 最終合格者数/受験者数

## 【追記】平成21年度の法科大学院認証評価（本評価）について

平成21年度に、独立行政法人「大学評価・学位授与機構」による法科大学院認証評価を受けた。その結果として、同機構が定める54項目の法科大学院評価基準のうち52項目は基準を満たしており、とくに本法科大学院にあつては、専門職大学院設置基準において求められている専任教員数12人に対して、法科大学院の教育の理念・目的を実現するため、その求められている数を超えて専任教員が配置されていること、自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されていること、学術奨励及び経済的支援を目的とする本法科大学院独自の奨学金制度が整備されていることなどに関し、高い評価を受けた。

しかし、履修科目登録単位数の上限に関する「基準3-3-1」及び法学既修者の認定に関する「基準4-3-1」を満たしていないため、「静岡大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない」との評価を受けた

「基準3-3-1」に関しては、同機構から、「在学の最終年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされていることに加えて、進級が認められた場合の再履修科目単位数について、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとされていることから、実際には44単位を超える履修が容認されている」との指摘であった。

他方、「基準4-3-1」に関しては、「法学未修者の1年次には、法律基本科目の必修科目として刑事訴訟法に係る4単位を含む28単位が開設されているのに対し、法学既修者として認定した者には、法学既修者認定試験において当該科目に係る試験が課されておらず、修得したものとみなされる単位数は24単位にとどまっていることから、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていない」との指摘であった。

そこで、以上の2点の指摘については、4. (2) (c)②及び6. (3)に記載したが、つぎの内容のように、ただちに改善を行っている。

- (1) 法務研究科規則を改正し、2年次における履修登録単位数の上限36単位に関して、1年次に修得できなかった必修科目については、これに加えて4単位を限度に登録することができる旨を付記することで、この付記のない3年次における履修登録の上限単位数は44単位を超えないことを明確にした。
- (2) 平成23年度入学者選抜試験については、2年課程(法学既修者)の第2次選抜試験における法律学試験の科目として、憲法、民法、刑法に、刑事訴訟法(論述試験)を加えた。

同機構による法科大学院認証評価では、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができるため、上記2つの評価基準について平成22年度に追評価の申請をした。